
令和7年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第6日）

令和7年6月27日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和7年6月27日 午前10時00分開議

日程第1 請願・陳情について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第6 議案第65号 財産の取得について

日程第7 議案第66号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第67号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第68号 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について

日程第10 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第70号 由布市税条例の一部改正について

日程第12 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について

日程第13 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第74号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）

日程第16 発議第3号 農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書

日程第17 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第2 発議第5号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第6 議案第65号 財産の取得について

日程第7 議案第66号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第67号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第68号 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について

日程第10 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第70号 由布市税条例の一部改正について

日程第12 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について

日程第13 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第74号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）

日程第16 発議第3号 農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書

日程第17 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第2 発議第5号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

1 番	首藤 善友君	2 番	志賀 輝和君
3 番	高田 龍也君	4 番	坂本 光広君
5 番	吉村 益則君	6 番	田中 廣幸君
7 番	加藤 裕三君	8 番	平松恵美男君
9 番	太田洋一郎君	10 番	加藤 幸雄君
11 番	鷲野 弘一君	12 番	長谷川建策君
13 番	佐藤 郁夫君	14 番	淵野けさ子君
15 番	佐藤 人已君	16 番	田中真理子君
17 番	佐藤 孝昭君	18 番	甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	富川 由佳君
書記	中島 進君	書記	福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長	古長 誠之君	財政課長	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
会計管理者	平野浩一郎君	商工観光課長	大塚 守君
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
消防長	大嶋 陽一君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託しました請願3件及び陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の太田です。

請願の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和7年6月23日月曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

受理番号3、受理年月日、令和7年5月28日。件名、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）。

委員会の意見。本請願は、急激な少子・高齢化や人口減少に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、地域活性化、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、地方公共団体の役割が拡大・多様化する中で、地方財政の安定的な確立を国に求める意見書の提出を要望するものである。

委員会では、紹介議員から請願の趣旨及び地方財政の現状や課題について聞き取りを行い、その内容を確認した上で慎重に審査を行った。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） おはようございます。教育民生常任委員長の田中真理子です。請願審査について報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和7年6月23日月曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果、下記のとおり。

請願。受理番号2、受理年月日、令和7年5月28日。件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

委員会の意見として、本請願は、学校現場の環境改善、教育の機会均等と水準の維持向上、少人数学級の推進を国に要請するものである。

委員会としても、教育環境改善のためには、義務教育費国庫負担制度の堅持及び教職員定数の改善、少人数学級の推進などは必要不可欠であり、引き続き国に要請していくべきとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

審査の結果、採択すべきと決定です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の田中廣幸です。請願審査報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年6月23日月曜日、請願審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

審査の結果。

請願。受理番号4、受理年月日、令和7年5月28日。件名、2025年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願。

本請願は、継続的な最低賃金の引上げにより経済の自立的成長を実現し、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。あわせて、中小企業・小規模事業者への影響の検証や実効ある対策を図ることについて、政府並びに大分労働局に対して意見書の提出を求めるものである。

委員会では、紹介議員より請願趣旨の説明を受け、大分県最低賃金の引上げの重要性について慎重に審査を行った。委員からは、趣旨は理解するが、中小企業・小規模事業者への支援について具体的な議論が十分にされていないとの意見が出た。

慎重審査の結果、趣旨採択すべきと決定した。

審査結果、趣旨採択すべきと決定。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、総務常任委員長、陳情の趣旨を求めます。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和7年6月23日月曜日、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課は、総合政策課。

書記は、議会事務局です。

受理番号3、受理年月日、令和7年6月2日。件名、過疎地に合った運行方法と経費で、高齢者・生徒が必要とするときに必要な所を走るよう見直してほしい（陳情）～「ハブ&スポーク」と「ユータク」の提案～。

委員会からの意見として、本陳情は、過疎地域における高齢者や生徒の移動手段の確保を目的に、既存の定時・定路線型に代わる新たな交通方式として、「ハブ&スポーク」方式や予約制乗合タクシー「ユータク」の導入並びに運行経費の見直しを提案するものである。

これまでも関連する陳情が複数回提出され、一定の審議を重ねてきたが、今回の陳情には新たな視点や具体的な提案が含まれていることから、委員会において令和7年6月23日に陳情者から意見聴取を行い、改めて慎重に審査を行った。

委員からは、地域の実情に即した持続可能な交通体系の必要性について一定の理解が示された。

一方で、市において今後予定されている庄内地域での公共交通の実証実験を踏まえ、まずはその取組の進捗を見守り、状況を注視しながら判断していくことが望ましいとの意見が出された。

慎重審査の結果、継続審査とすべき。

審査結果、継続審査です。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

また、陳情受理番号３、過疎地に合った運行方法と経費で、高齢者・生徒が必要とするときに必要な所を走るように見直してほしい（陳情）～「ハブ&スポーク」と「ユータク」の提案～は、継続審査となっています。

それでは、請願受理番号２、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号２の請願は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号３、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

加藤幸雄君。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） 長谷川議員が立てないので、立つのは、手を挙げるとかで。立つのに、ちょっと立てないので、起立できないので。

○議長（甲斐 裕一君） 分かりました。

皆さん、よろしいでしょうか。そういうことでお願いします。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号３の請願は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号４、２０２５年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立14名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号４の請願は委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第２、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて「令和６年度由布市一般会計補正予算（第１２号）」から日程第１５、議案第７４号、令和７年度由布市一般会計補正予算（第２号）までの１４件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第１１０条の規定により報告いたします。

日時、令和7年6月23日月曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課は、記載のとおりでございます。

書記は、議会事務局。

事件の番号、承認第2号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」。

経過及び理由。本補正予算は、一般会計歳入歳出の総額にそれぞれ105万4,000円を追加し、予算総額を254億6,261万7,000円とするもの。

主な内容は、入湯税のうち超過課税分を環境・観光振興基金に積み立てるものであり、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものである。

審査においては、委員から、市税の安定確保に努めること、また、歳出の使途については引き続き透明性を確保し、適正な財政運営に努めるべきとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第3号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」。

経過及び理由。本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した由布市税条例の一部改正について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものである。

改正の主な内容は、軽自動車税（種別割）において、新たに「新基準原付」の区分を設け、年額2,000円とするものである。

また、新築から20年以上経過したマンションで、長寿命化に資する大規模改修工事等を実施したものについて、市が要件に該当すると認められる場合には、当該マンションの区分所有者からの減税措置を適用できる制度を新設するもの。

さらに、令和2年7月豪雨による被災者支援として講じられている課税の特例措置について、その適用期間を2年間延長するものである。

これらの改正は、いずれも法改正に伴うものであり、緊急性を要したことから、令和7年3月31日付で専決処分したものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第4号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条

例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。本件は、由布市税特別措置条例の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行ったことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

改正の内容としては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条に基づく省令の改正に伴い、対象となる施設に係る固定資産税の課税免除制度について、その適用期間を令和10年3月31日まで3年間延長するものである。

慎重に審査した結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第65号、件名、財産の取得について。

経過及び理由。本議案は、消防本部が使用する救助工作車1台を購入するものであり、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和7年5月19日に要件設定型一般競争入札が執行され、大分県大分市の新日本消防設備株式会社が、消費税を含む1億7,160万円で落札し、翌20日に仮契約が締結されたものである。今回のこの仮契約を本契約とするため、議会の議決を求めるものである。

委員会からは、現行の工作車について、今後の方向性を踏まえ、市の財政に資する有意義な売却方法を検討することが望ましいと意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第66号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。本議案は、くすのき児童クラブ新築（建築主体）工事に係る建設工事請負仮契約を本契約にするに当たり、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

当該工事については、令和7年5月19日に要件設定型一般競争入札が執行され、佐々木建設株式会社が、消費税を含む2億462万6,400円で落札し、同年5月22日付で仮契約が締結されたものである。

委員会からは、担当課に対し、工期内に工事を完成させることはもとより、子どもたちや現場関係者の安全確保に努めるとともに、建物の施工に際し瑕疵が発生しないよう厳格な施工管理を徹底するよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第67号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。本件は、令和6年台風第10号により被災した市道三船橋目ノ子迫無田線の道路災害復旧工事に係る建設工事請負仮契約を本契約とするに当たり、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

当該工事については、令和7年5月19日に要件設定型一般競争入札が執行され、株式会社大鐵が、消費税を含む2億4,599万6,960円で落札し、同年5月26日付で仮契約が締結されたものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第68号、件名、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、市有地である旧寿楽苑跡地を有効に活用し、特に庄内地域における人口減少の抑制及び地域の活性化を図ることを目的として、若年世帯等への定住促進を目的とする宅地の無償譲渡に関する制度を整備し、その手続等の必要な事項を定めるため、条例の制定をするものである。

委員会においては、市有地の無償譲渡に関し、公平性の確保や既存市民との関係性、また居住義務の履行に対する懸念が示された。

また、犯罪防止及び地域の安全・安心な環境づくりにも十分に配慮し、条例制定後も、要綱等により詳細な運用ルールを定める必要があるとの意見が出た。

加えて、地域経済の活性化につながるような取組の検討を求める声や、譲渡対象外の市有地を含むフェンス等の維持管理について、将来的には譲渡先の住民に役割を担っていただけるよう、調査や検討を行っていくことが望ましいとの意見が出た。

さらに、取得された宅地が本来の目的に沿って活用されているか、継続的に確認するためのチェック体制の構築についても意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第69号、件名、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、議会の議決を経て締結された契約について、契約変更額が当初契約額の10分の1に相当する額を超えない範囲であれば、再度の議会議決を要しないとする新たな基準を設けるものである。

条例改正が提案された背景には、契約締結後にやむを得ず契約内容の一部を変更する必要が生

じた際、現行制度では金額の多寡にかかわらず再度の議会議決を要するため、迅速な対応が困難となり、工事の進行に支障を来すおそれがあるという課題がある。

特に、工期の延長による仮設費や安全対策費の増加、新年度・新学期に向けた学校施設整備の遅れに加え、補助金の繰越しが認められない事業では、議会の再議決を待つことで変更手続が遅れ、申請期限に間に合わなくなるおそれがあるといった実務上の影響も懸念される。

また、災害復旧工事においては即応性が求められる中で、手続の遅れが復旧の妨げとなる場合もある。さらに、継続・繰越事業では、物価高騰による人件費や資材費の上昇に迅速に対応できないことが考えられる。

このような状況を踏まえ、あらかじめ一定の範囲内で議会の再議決を要しない仕組みを設けることで、迅速かつ柔軟な行政対応を可能にすることを目的としている。

なお、議会の関与が後退するのではないかとの懸念に対しては、市長より、当該事案があった場合には、行政報告により議会に報告するとの方針が示された。情報共有と説明責任の確保を通じて、議会のチェック機能が維持されることを確認した。

委員会からは、契約変更額が10分の1に相当する額を超えない場合であっても、執行可能な金額に上限を設けてはどうかとの意見が出た。あわせて、本制度が安易な契約変更を容認するようなことがないよう、契約締結の段階から変更が生じないよう、見積りや設計をより正確かつ慎重に行っていただきたいとの意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第70号、件名、由布市税条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、令和7年法律第7号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市税条例の一部を改正するものである。

主な改正点は3つある。

第1に、公示送達の方法にインターネットを用いた電子的手段を加え、市民に対する通知の周知をより確実かつ迅速に行うことを目的としている。

第2に、扶養控除に特定親族特別控除額を新設し、年齢が19歳以上23歳未満の特定親族等についても、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合でも段階的に控除が受けられる仕組みとするものである。

第3に、加熱式たばこの課税方法を見直し、加熱式たばこの重量を基準に紙巻きたばこに換算して課税する方式を導入し、たばこの種類にかかわらず公平な課税を実現するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第72号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億3,548万6,000円を追加し、補正後の予算総額を261億3,932万とするもの。

当委員会に関連する主な補正内容として、2款1項9目若者定住住宅推進事業2億8,992万7,000円について、市有地である旧寿楽苑跡地を活用し、庄内地域の定住人口の増加、地域の活性化及び子育て世代の定住・移住支援を目的とし、若者定住分譲住宅地の整備を行うため、工事請負費及び分筆登記等に係る費用を計上するもの。

次に、同じく2款1項9目由布院駅開業100周年記念事業については、令和7年7月29日に開業100周年を迎える由布院駅の記念式典及び関連イベントの実施に係る経費を計上するもの。

また、2款2項1目定額減税補足額給付事業7,729万7,000円については、令和6年度に実施された定額減税において、調整給付を上回る不足分が生じた世帯に対する追加給付を行うため、給付金及び関連事務費を計上するもの。

委員会においては、若者定住住宅推進事業について、費用を要する事業であることから、細心の注意を払いながら着実に推進するよう求めるとともに、今後予定されている第2、第3の事業計画についても、確実に進めていただきたいとの意見が出た。これらの補正内容は、地域の課題解決や市民生活の安定に資するものと認められ、今後も効率的な予算執行と市民サービスの向上に努めるべきとの意見も出た。

また、JR九州に対しては、本事業も含めて、今後も継続的かつ緊密に連携していただくよう求めるよう意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第74号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,220万9,000円を追加し、補正後の予算総額を261億5,152万9,000円とするものである。

本補正は、国において令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額されたことを受け、由布市においても速やかに物価高騰対策を講じるため設置されるもの。

当委員会に係る内容としては、歳入20款1項1目基金繰入金1,220万9,000円の増額であり、本補正予算の収支均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額するものである。

委員会においては、本補正の内容が市民生活の支援に資するものであり、迅速な対応を図る上で妥当であるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お疲れさまです。教育民生常任委員長の田中真理子です。
委員会審査を報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和7年6月23日月曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果、下記のとおり。

事件の番号、承認第5号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の賦課限度額と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が見直され、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、承認を求めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果承認すべきと決定。

事件の番号、議案第72号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。当委員会に係る歳入の主なものとして、17款2項8目教育費県補助金のうち、学校・家庭・地域による「学びの未来」創造事業費補助金97万6,000円の減額は、由布市の当初予算額と県からの内示額の差額分を今回調整することによるものです。

また、歳出の主なものとして、3款2項2目1,817万3,000円の増額については、区分1地域子育て支援づくり事業から区分4病児・病後児保育事業までの委託料において、基準額等の変更が生じたことによるものです。

3款3項1目の生活困窮者就労準備支援事業162万8,000円の増額は、生活保護システム改修業務によるもので、被保護者調査の調査項目変更及び生活扶助基準の見直しに伴う対応で

あるとの説明を受けました。

10款2項1目小学校施設管理事業35万円の増額は、西庄内小学校において、校内の特別支援教室に間仕切り等を設置するものです。

10款6項2目区分1公民館連携事業195万3,000円の増額は、はさま未来館の自家用発電設備において不具合が生じていることが判明し、修繕を要することによるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、可決すべきと決定。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 産業建設常任委員長の田中廣幸です。委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和7年6月23日月曜日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室、湯布院町（第2ゆふ浄苑線）。

出席者は、記載のとおりです。

担当課、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

事件の番号、議案第71号、件名、市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について。

経過及び理由。本議案は、公共用地（廃棄物処理施設）を終点とした本市所有の公衆用道路のため、市道として管理することによるもの。

起点、由布市湯布院町川西2369番3。

終点、由布市湯布院町川西2211番3。

延長、566.8メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第72号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳入において、14款1項1目耕地災害復旧事業789万9,000円の減額は、負担率が当初想定より下がったための減額。

17款2項9目農業施設災害復旧事業費補助金10億8,989万8,000円の増額は、令和6年災の一部の工事費増額補正と、補助率が当初想定より上がったための増額。補助率が当初想定より上がった理由としては、主に増高申請によるとの説明を受けた。

歳出において、8巻2項2目道路整備事業（過疎対策事業）7,870万円の増額は、仁瀬小袋線道路改良工事の用地測量の委託料と工事請負費の増額。

11款2項1目公共土木施設災害復旧事業946万円の増額は、竜王平芝尾線道路災害復旧工事において水道管影響による水道管仮設費の工事負担金の増額。

委員会としては、事業の進捗状況等について市民の周知を行うようにとの意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第73号、件名、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本議案は、令和7年度由布市水道事業会計予算における収益的収入を30万円増額し総額8億8,151万4,000円とし、収益的支出を187万3,000円増額し総額8億5,998万7,000円とするもの、並びに資本的収入を2,750万円増額し総額6億893万3,000円とし、資本的支出を2,778万円増額し総額9億1,539万5,000円とするもの。

収益的支出2款1項4目旅費については、滞納整理の対象件数が増えたため、県外裁判所出頭に関する費用を増額したものの説明を受けた。

委員会からは、滞納整理の専門的な人員を増やしたらどうかとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第74号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における審査項目として、歳出における、4款2項1目物価高騰緊急対応事業1,220万9,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額措置を受け、物価高騰対策の取組として、1世帯当たり、1セット30枚のごみ袋を配布し、家計を支援するもの。

委員会からは、引換券郵送の際に配布場所の周知を確実に行うようにとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する

疑義にとどめることを再度お願いします。

まず、日程第2、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第65号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第67号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第68号、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第69号、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第70号、由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第71号、市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第72号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第73号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15号、議案第74号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、日程第16、発議第3号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。15番、佐藤人已君。

○議員（15番 佐藤 人已君） 発議第3号、農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、佐藤人已。

賛成者は、記載のとおりでございます。

提案理由。我が国の稲作をはじめとした農業経営は、米価の長期低迷と生産資材費の高騰により厳しい状況にあります。特に、農業者が購入する肥料・農薬・燃料・機械・委託作業などの費用には全て消費税が課せられており、農家経営に深刻な打撃を与えています。

農業は価格転嫁が難しく、消費税負担が農業者の自己負担として重くのしかかっています。農家の離農や農業基盤の衰退を防ぐためにも、税制面からの支援が不可欠です。

ついては、政府に対して、食料品及び農業生産に係る消費税の撤廃を求めます。

農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書。

我が国の農業は、食料の安定供給、環境保全、地域経済維持の観点から極めて重要な産業である。しかしながら、近年、米価は30キロ当たり7,000円前後に低迷し、生産資材の価格は高騰している。このような中、農業者が購入する肥料・農薬・燃料・機械等、あらゆる資材・作業に対して消費税が課税されており、農業経営の大きな負担となっています。

農業は価格転嫁が困難であり、特に中小農家にとって消費税は実質的に重い逆進的負担である。農業を取り巻く厳しい現状を鑑み、政府に対し、農業経営を税制面から支援する具体策として、下記の措置を講じるよう強く求める。

1つ、農業者が購入する肥料・農薬・燃料・農業機械・外注作業等、農業生産に直接必要な物品及びサービスについて、消費税を非課税とすること。

2つ目、国民が購入する食料品（特に米）についても、消費税の対象から除外し、非課税とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、石破茂様、財務大臣、加藤勝信様、総務大臣、村上誠一郎様、農林水産大臣、小泉進次郎様、経済産業大臣、武藤容治様、官房長官、林芳正様でございます。

どうか御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより審議に入ります。

日程第16、発議第3号、農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） 14番、渕野です。質疑をしたいと思います。

願意は非常によく分かります、今の時代ですから。これから消費税のことにしましては、国そのものが本当に慎重に考えて、国民がどうしたらよくなるのかということをしっかり考えてもらいたい過渡期にあるというふうに私は感じております。

そこで、提案者に質問をさせていただきます。

消費税はそもそも逆進性が高いので、やはり非常に設定するときから問題とかいうのは時代的に意見が出されてまいりましたが、食料品及び農業生産に係る消費税の撤廃を求めるという願意でありますけども、食料品の場合は今軽減税率も設定されております。この軽減税率についての議論はされたのでしょうか。

また、農業にかかわらず、建設に関しましても、製造業に関しましても、本当に消費税は重くのしかかっているところもあろうかと思います。そういうところの議論もされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤人已君。

○議員（15番 佐藤 人已君） いろいろ御意見があったんですけども、徹底した議論はまだしておりません。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑は。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 質問のちょっとお答えになると思いますが、食料品に関する低減税率、8%という形になっております。ですが、食料品というものは、毎日生きるために食料を買ったりしていますので、生きていくために税を払っていくというのも根本的にちょっと見直しが必要なのかなというところです。

それと、昨今の物価高騰を鑑みたときに、販売時の消費税だけではなく生産に関わる消費税を撤廃することによって、消費者の皆様に、物価が上がったとしても、安価な食料品が手元に届き、また、消費税がかからないことによって、また可処分所得ということで、また違うものに、先ほ

ど、付随になりますが、建設業とかそういうものにも波及効果が望まれるものと考えておりますので、ぜひ食料品に関わる消費税と生産に関わる消費税を直ちに撤廃していただきたいという考えで審議をさせていただきました。すみません、回答になりませんがしょうけど、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。渕野けさ子さん、どうぞ。

○議員（１４番 渕野けさ子君） 農家の離農や農業基盤の衰退を防ぐためにも、税制面からの支援が不可欠、こういうふうに書かれております。やはり日本の第一次産業というのは本当に命に、先ほど言われたように、生きていくためにもとても大事な産業だというふうに私も思っておりますし、それを守るために、税制面だけの支援でいいものか、もっと深く広く議論していただいて、抜本的にこういう苦勞がないような要するに仕組みをつくっていただいたほうがいいのではないかなと私の考えでは思うんですけども、そういう議論というか、そういう考えはどうなんでしょう。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 現状の施策を鑑みたときに、そういうような御意見は大変大事だと思うんですよね。ですが、政府、国、県、市が補助を出すに当たって、一度税収というものをいただいた後に、皆さんにこういうような事業をしませんかということで、また補助金とかそういうような支出の形になっていくと思います。ですが、これは生産者、農業者からも税金はいただくずに起業して、維持管理をしていく中で、最初からお金をもらわずに自己資金で頑張っているような施策の取組にもつながっていくのではないのかなと考えておりますので、最初からお金を取らずに、申請するといっても書類とか、また、申請してももらえるまでに結構時間がかかったりしますので、そういうところではなくて、今、現状、機械とかを買った場合には１０％、食料品等に係る分は８％なんですけど、そういうものが少しでもなくなっていくと、農業を維持しえたり、そういうことならば、新しく起業していかないといけないよね、できるよねというような形になるのではないかなと思っていますので、そのような形で今回意見書を提出させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） お伺いをいたします。

私も根本的には渕野さんとあまり変わりはありませんが、今回、農業生産者に特化したような内容になっておりますね。だから、ほかの建設その他の事業者にも関係は後々はこういうことをしていけばあるということも今お伺いしました。

ただ、食料につきまして、撤廃するのは、皆さん、食料に限らず撤廃してほしいと思っていると思うんですけど、これが、今８％が５％に、３％まで下げるのかとか、それから、もっと細か

い部分、米についてはそうしてもらいたいなと思っているんですけど、そのほかの食料品とかについても幾らかは考えたのか、検討されたのか、その辺りをお伺いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 私が答えて申し訳ないです。

一応全般的にというところで考えました。ですが、取りあえず日本国内の農業者の強化というか支援を第一に考えた場合には、日本国で作られた農業生産物を波及して、農業者も懐が豊かになる、消費者の方々もお腹がいっぱいになる——こういう答弁の仕方です。申し訳ないんですが——そのような考えで考えたときには、農業生産物というような例え方をさせていただいております。酒も本当は減税していただくとありがたいんですが、基本的にはそういうような、日本酒とか、日本国内で造られた焼酎等であれば、原材料としてのまたそこで減税も生まれるのかなとも考えておりますので、取りあえず日本国内での農業者支援、国の抜本的な農業というのは国防にもつながりますので、そういうところも考えて、このような書き方になっております。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） ありがとうございます。今、国もいろんな施策を進めていると思いますので、その動向も注意しながらやっていってほしいなと思います。農業生産者にかかわらず、こういった問題はこれから引き続き起こってくるかだと思いますので、そういった関連、横のつながり等も含めながら進めていってほしいなと思います。

今、消費者にとって一番何があれかなと思うと、やはり全般的に物価が高い。給料はそう上がるわけでもないので、どこを根本的にやっぱり直すか、そこも大事だなと思いますので、それも検討しながらいってほしいなと思います。お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。渕野けさ子さん。

○議員（１４番 渕野けさ子君） 農業生産に係る消費税および食料品消費税撤廃を求める意見書についての、反対の立場というか、丸ごと反対ではないんですけども、ちょっと慎重に見てみたいなという気持ちがありますので、取りあえず反対の立場から討論させていただきます。

先ほども言いましたように、日本の第一次産業というのは本当に大事な大事な産業だというふうに思っております。お米の問題にしても、今、手取りが少ない、物価が上がっている、賃金を上げなきゃまた生活もできないという本当に経済的に苦しい状態だと思うんですが、それをあらゆるところで今議論しているところだと思っております。昨日も私ちょっと話が合ったんですけども、やはり最低賃金をまず上げるべきだと、そういう話も聞いてまいりました。

本当に何が今一番大事なのかなと思ったときに、私が思うのは、もっと税制面からの支援は不可欠なんです、それをどういうふうに、私は農業問題にしては、早急に国が抜本的に農業が生き残れるような農業にしてもらいたい、そういうふうに思っております。それを早急に決めていただきたいというふうに、仕組みづくりを決めていただきたいというふうに思っております。

ですので、本当にこういう負担しなくて済むような国の制度をつくっていただきたいということがあります。また、守るためには、税制だけではなく、高齢化による人材不足も言われておりますので、そういった部分も総合的に含めた中での仕組みをつくっていただきたいというふうに思っております。

ですので、この部分を全て撤廃するという点に関しては、もうちょっと慎重に議論をするべきかなというふうにも私も思いますし、また反面、やっぱりそういうことも期待する面もありますが、もうちょっと私は慎重に考えたいと思いますので、取りあえず今の時点では反対の立場から討論させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、賛成者の。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 賛成の立場で討論させていただきます。

渇野議員も御理解をいただいているということで、大変ありがとうございます。この意見書を出したのは、やはり私たちが地方議員として地域の皆様からお話を聞く中で、早急にという言葉も渇野議員が言っていただきましたように、今本当に苦しいんですね。農業者だけじゃありません。生活されている方も物価高騰によって本当に厳しい状況下です。それは給料をいただいている人だけではなく、企業経営者としても大変厳しい段階にあります。

そこで、また支援をいただくとかいうことではなく、納税しているものを最初から取らないという形で、少しでも減税をするとか、撤廃をした後に、今の現状を鑑みて政府のほうに動いていただきたいと思います。

高齢化の人手不足の点でも、こういう施策をすることによって、農業が仕事として成り立つということが見通しが立つと、若者もそれはやりがいのある仕事だと、お金をもらうだけがやりがいではないと思いますが、やりがいのある仕事の1つとして選んでいただけるようになってくると思いますので、ぜひ撤廃をしていただいて、前も私も言いましたが、高き屋に登りて見れば民のかまどは賑わいにけりという歌があるように、減税をすることによって日本国民の生活が豊かになったというのが昔の歌でも上がっていますので、ぜひ現在を生きる私たち政、政治として、減税ということを地方からしっかりと訴えていくことが地方議員としての役割ではないのかなと思いますので、私はその気持ちとか考えで賛成とさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで討論を終わります。

これより発議第 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立12名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 17、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。令和 6 年度決算認定の審査及び調査のため、委員会条例第 6 条の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く 16 人の委員で構成する決算特別委員会を設置することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、16 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く 16 人の委員を指名します。

ここで暫時休憩します。

午前11時31分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に佐藤孝昭君、副委員長に太田洋一郎君、以上のとおり互選された旨を報告がありました。ここで暫時休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議 2 件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この 3 件を日程に追加し、議事日程第 6 号の追加として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この3件は追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第4号

追加日程第2. 発議第5号

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、発議第4号及び追加日程第2、発議第5号の発議2件を一括して上程します。

初めに、追加日程第1、発議第4号について、提出者に提案理由の説明を求めます。9番、太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 発議第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、太田洋一郎。

賛成者、由布市議会議員、坂本光広、由布市議会議員、鷲野弘一、由布市議会議員、平松恵美男、由布市議会議員、加藤裕三。

提案の理由、地方財政の充実・強化を求めるため。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図

ること。

ほか10項目を、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、額賀福志郎殿、参議院議長、関口昌一殿、内閣総理大臣、石破茂殿、財務大臣、加藤勝信殿、総務大臣、村上誠一郎殿、厚生労働大臣、福岡資麿殿、国土交通大臣、中野洋昌殿、デジタル大臣、平将明殿、内閣府特命担当大臣、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助担当大臣の三原じゅん子殿。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、発議第5号について、提出者の提案理由を求めます。16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 発議第5号、ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、田中真理子。

賛成者、由布市議会議員、志賀輝和、由布市議会議員、佐藤郁夫、由布市議会議員、加藤幸雄、由布市議会議員、吉村益則、由布市議会議員、首藤善友。

提案理由、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため。

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、子どもたちをとりまく状況は年々厳しくなっています。また、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方で、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整

備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。
とりわけ、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、石破茂殿、内閣官房長官、林芳正殿、文部科学大臣、阿部俊子殿、財務大臣、加藤勝信殿、総務大臣、村上誠一郎殿。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第5号、ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありますか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） ３番、高田龍也です。すみません、お聞きします。

意見書の枕文、一番最初、「学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、子どもたちをとりまく状況は年々厳しくなっています。」、これが意見書の中で一番最初に出てくるのが一番重要なことだと思います。ですが、「下記の措置を講じられるよう強く要請します。」というところ、３項目出ていますが、今言った学校現場、子どもの貧困・いじめ・不登校、この３項目、どれがどのように該当して、どのような措置を取っていただきたいという意見なのかをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） このことにつきましては、そこまで詳しくはあれしておりませんが、教育環境を改善することによって、このようないじめや貧困、そういった部分も改善されるのではないかなと思っております。年々こういった実情が変わっておりますので、今後としては、もう少し内容的にも掘り下げていてもらいたいというのは委員会の中からも出ましたので、今後それをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１５名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第３．閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第３、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、市民の皆様へ一言申し上げます。

このたび、私に対する議長不信任案が提出され、結果として、議会運営に混乱を招き、市民の皆様にご心配と御不安をかけたことを深くおわび申し上げます。

今後は、議会基本条例の理念や議長の職責をいま一度立ち返り、より一層、公正な、円滑な議会運営に努めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

会議を閉じます。これで令和7年第2回由布市議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午前11時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員